

平成 17 年 6 月 15 日

厚生労働省関係各局関係課室長 殿

(社)日本産科婦人科学会
理事長 武谷 雄二
(社)日本産婦人科医会
会長 坂元 正一

少子化対策並びに産科医療安全確保対策に関する要望書

日頃は、両会の事業にご指導、ご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省が 6 月 1 日発表した'04 年の人口動態統計によりますと、出生数は 111 万人、合計特殊出生率は 1.29(実数は 1.2888、東京都では 1.01)と少子化に歯止めがかかっていない実態が明らかになっております。

一方、産科医療を取り巻く環境は極めて深刻な状態にあり、このままでは数年を待たずして危機的状況に陥ることが予想されます。とくに基幹病院における産科勤務医の不足は顕著であり、その結果として全国的に一般病院における産科医師不足や不在が多発しており、地域産科医療の崩壊などとマスコミにも取り上げられて社会問題化しております。産科医が不足する理由として過重労働、低収入、医療事故の多発などが上げられ、将来を託すべき医学生の出産婦人科希望者も年々減少しております。

このような状況下にあつて、少子化対策並びに特に基幹病院における産科医療の支援を通じて産科医療安全確保対策の視点から以下の3項目を実現して頂くよう要望いたします。

I. ハイリスク分娩管理料の新設

ハイリスク妊娠と低リスク・中等度リスク妊娠の概念を社会に啓発・普及させるとともに、基幹病院と一次医療施設の役割分担を明確にし、ハイリスク分娩を基幹病院が管理した場合は、「ハイリスク分娩管理料」を国が支給する。

#1: 本管理料を請求できる施設は厚生労働省認定臨床研修病院及び同等以上の機能を有する施設とする。

#2: 脳性麻痺児(CP)は、2.0 件／1000 分娩といわれており、そのうち 10～19%は分娩時の状況が関係しており、ハイリスク分娩の管理の整備により予防しうる可能性がある。ハイリスク分娩に対して行政的支援が実現すれば、CP1例につき1億円の医療費などを必要とすることから、年間 200～400 億円の医療費削減が可能となり、同時に医療事故の減少にもつながる。

#3: 他科に比べ当直、オンコールが多い割には低収入であることが産科医不足の一因であり、当直は夜勤と認定し、翌日午後は休みにするなどの配慮をし、夜勤当直を増額するよう、さらには分娩件数に応じたドクターフィーも考慮していただくことで、産科医を志す者もある程度増加することも期待できる。国からのご指導をお願いしたい。

Ⅱ. ハイリスク妊産婦共同(管理)指導料(附:退院時共同指導加算)の新設

ハイリスク妊産婦の継続的安全管理、病・病並びに病・診連携の立場から、本指導料の新設を要望する。このことは特にハイリスクの妊産婦を取り扱う基幹病院の産科医の減少に有効な対策となり得るものである。同様の機能形態を有するものとしてすでに「開放型病院共同指導料」があるが、臨床研修病院等にあつては厚生労働大臣が定める開放利用に係る施設基準に適合していない施設が多い。また、プレネイタルビジットでは、紹介者側と被紹介者側に指導料が払われている事実もある。

Ⅲ. 出産育児一時金の増額

出産育児一時金は平成6年に 30 万円とされて以来、これまで据え置かれており、実態とはかけ離れたものになっている。日本産婦人科医会で詳細に費用調査を行ったところ、①分娩・入院にかかる費用は約 40 万円 ②妊娠中にかかる費用は約 16 万円 ③産前産後の各種の指導費用は約2万円、合計で約 58 万円を必要とする。さらに①の分娩・入院に一層の安全性・快適性の確保を目指すならば約 51 万円となり、合計で約 69 万円となる。出産や子育てに関わる経済的・社会的負担を軽減することは、目に見える形での少子化対策になり得ることは歴然としている。

周産期医学の発展にともない、戦後の妊産婦死亡や新生児死亡が劇的に改善された陰には、高額な機器、技術の進歩にとまなう分娩管理費の上昇に応じて出産育児一時金の増額が行われたことが大きな一因であったことを忘れてはならない(付表参照)。

出産育児一時金の増額を切に希望する理由はこの点にあることを深慮せられたい。

(付表)

分娩費支給の経緯

	被保険者(本人)	配偶者
昭和29年	標準報酬月額 $\frac{1}{2}$ (保険入院の場合) $\frac{1}{4}$	1,000円
昭和36年	6,000円	3,000円
昭和44年	20,000円	10,000円
昭和48年	60,000円	60,000円
昭和51年	100,000円	100,000円
昭和56年	150,000円 (政令で改正) (保険入院の減額廃止)	150,000円
昭和60年	200,000円 (政令で改正)	200,000円
平成4年	240,000円	240,000円
平成6年	300,000円 出産育児一時金 (育児手当金を包括して名称変更)	300,000円
現在に至る		

※出産手当金⇒減額廃止(平成6年)